

菰野町消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	菰野町消防本部
任命権者	菰野町消防長
計画期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
菰野町消防本部における障がい者雇用に関する課題	<p>菰野町消防本部においては、職員総数が50人程度の機関であり、現時点では職員の中に障がいのある職員がいない状況である。また、消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行ってこなかった。</p> <p>このことから、組織的な体制整備は特段行ってきませんでした。在職中に疾病・事故等により中途障がい者となる職員が発生する可能性もあることから、障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりに取り組む必要がある。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるように、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難であるため、研修などを通じて障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、離職状況を確認。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○ 障がいのある職員が配置された場合、相談窓口を設定する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価制度における面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。